

## 第 1 2 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成 2 5 年 8 月 7 日（水）大阪合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 会議室	
委員（敬称略）	委員長 玉井 金五 大阪市立大学大学院経済学研究科教授 委員 岩本 洋子 弁護士 委員 岩寄 理致 税理士	
審査対象期間	平成 2 4 年 1 0 月 1 日～平成 2 5 年 3 月 3 1 日契約締結分	
抽出案件	4 件 内訳 (公共工事) ・競争入札で低入札価格調査の対象となったもの 1 件 (物品・役務) ・競争入札案件で落札率が低いもの 2 件 ・随意契約で新規案件のもの 1 件	
報告案件	0 件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	4 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

意見・質問	回 答
「設置要綱第 6 条に基づき抽出された審議案件の審議」	
<p>【審議案件 1】公共工事において競争入札で低入札価格調査の対象となったもの            (競争入札) 旧天満労働基準監督署庁舎等解体工事            (契約の概要) 庁舎建物解体工事</p>	
意見・質問	回 答
審議案件の 1 番について、説明者より入札契約 手続等説明をしてください。	審議案件 1 番は、旧天満労働基準監督署の敷 地を近畿財務局に所管換をするため、旧庁舎建 物の解体工事について一般競争入札を実施した

	<p>ものです。解体にあたり、解体設計及び工事費の積算等を設計業者に委託しています。その積算等を基に共通仮設費を国土交通省の積算基準より算定し、予定価格を積算しています。</p> <p>競争参加資格については、予定価格より建築一式工事のD等級となり、より多くの参加を募るため直近上位のC等級を加えて実施し、13者が参加しました。</p> <p>開札の結果、落札者の入札金額が低入札価格調査基準額未満であったため、低入札価格調査を実施のうえ、契約を締結しました。</p> <p>契約締結後、落札業者より工事の延長と請負金額の変更について申請がなされました。</p> <p>内容は、近隣住民の希望により家屋調査にかかる日程調整に時間を要したことと、事前調査では含有されていないとされていた煙突部分にアスベストが新たに検出されたというものです。</p> <p>当初の解体工事の仕様書では、アスベストの含有が疑われる部分もありましたので、その部分については記載をしておりましたが、煙突部分のアスベストについては、現場の作業過程で発見されたというものです。</p> <p>当該アスベストの撤去費用の見積書を、3者から徴したところ、契約金額の枠内では施工できないと判断し、アスベスト除去工事にかかる追加工事を行う必要が生じました。</p> <p>別途この部分について競争入札を実施すると、解体工事を一旦中断させる必要から、落札業者に対して損害を与えることになり、また煙突部分は建物に付随する部分であるので一体工事であると判断し、変更契約を締結することにしました。</p>
<p>当初から、アスベスト撤去工事を予定されていたのですから、変更契約を行う必要があったのでしょうか。</p>	<p>アスベストの撤去は、本契約の枠内で施工する仕様となっていました。煙突部分は含有されていないとしていた部分でした。</p> <p>落札業者が作業する過程で発見したというものであり、枠内で収まるレベルの内容ではなかったため、変更契約を締結したものです。</p>

<p>当初予定価格と契約変更後の価格は半分くらいですが、低入札価格の方は特に問題はないですか、落札業者は解体工事に実績のある会社なのか。</p>	<p>過去に大阪西労働基準監督署をはじめ、その他公共建築物の解体工事も手がけており、実績のある会社です。</p>
<p>大きな変更契約があった場合等は、併せて審議対象一覧に載せていくことは考えていますか。</p>	<p>今回、この変更契約にかかる部分については、審議対象一覧表に一体工事であるという観点から掲載していませんでしたが、今後、変更契約がある場合は、審議対象一覧表に掲載していきます。</p>
<p><b>【審議案件2】</b> 物品・役務にかかる競争入札案件で落札率が低いもの  (競争入札) 大阪労働局における建築物の定期点検業務  (契約の概要) 大阪中央労働基準監督署外27件にかかる建築設備の定期点検及び建築基準法関連法令の定めによる外装仕上材等の点検業務委託</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>審議案件2番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件2番は、大阪労働局における建築物の定期点検業務について一般競争入札を実施したものです。契約の概要としては、大阪中央労働基準監督署外27件について建築設備の点検を実施しました。</p> <p>官公庁施設の建設等に関する法律、建築基準法により、各労働基準監督署及び各ハローワーク建築物の構造設備の点検について、建築士の資格を有する者にさせなければならないと定められていますので、業務委託をおこなったものです。</p> <p>点検する項目については、国土交通省が発行する建築物点検マニュアルに基づいて実施しています。</p> <p>予定価格の積算方法は、2者から見積書を取り、その平均額等を基に予定価格を算出しています。</p> <p>入札参加資格は、建築関係建設コンサルタントの予定価格に対応するC等級と直近上位のB等級を加えて実施し6者が参加しました。</p> <p>この調査は、敷地構造物の腐食、損傷の点検については3年に一度、手の届く範囲の打診及びそれ以外は目視等による点検、昇降機以外の設備については年1回の点検をするとなってい</p>

	<p>ます。</p> <p>また、外壁仕上げ材の劣化、損傷については、新築後及び外壁改修後10年を超えるごとに全面打診による確認をすることになっており、今回の仕様書では赤外線調査をすることとなっています。</p>
<p>この案件は落札率が低いのですが、予定価格は2者の見積書から平均を出し、落札価格はさらに4分の1くらいになっています。</p> <p>点検の内容を見ていきますと、1級建築士や2級建築士等の一定の資格を持った人がしなければなりませんとあります。検査マニュアルを見ても多岐にわたる項目がありますが、このあたりの実効性は確保されていますか。</p>	<p>項目に基づく点検結果報告をもらっています。落札価格が低くなった一番の理由としては、今回、赤外線調査を仕様書に示していますが、その機器を所有している業者については、非常に価格が低く抑えられると落札業者に確認しております。また契約の締結時に建築士資格の確認もしております。</p>
<p>検査結果の報告書という成果品はあるのでしょうか。</p>	<p>仕様書で示した項目に基づく点検結果報告書と赤外線調査の画像台帳があります。</p> <p>検査結果では、公共職業安定所において壁面等の劣化や設備の破損を指摘されております。</p> <p>指摘を受けた箇所については業者の意見に基づき補修していくこととしていますので、成果はあったと考えています。</p>
<p><b>【審議案件3】物品・役務にかかる競争入札案件で落札率が低いもの</b></p> <p>(競争入札) 電子複写機の購入</p> <p>(契約の概要) 電子複写機の購入契約</p>	
意見・質問	回 答
<p>審議案件3番について、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件3は、大阪労働局、各労働基準監督署・ハローワークにおいて使用している電子複写機11台の購入に係る契約です。</p> <p>内訳は更新期間である5年を経過した9台を更新、2台が新たに増設となっています。</p> <p>一般競争入札の内容は、電子複写機の購入契約と保守業務委託契約を抱き合わせで入札を実施しています。本案件については、平成24年度に電子複写機の購入契約を締結したもので、保守業務委託については、平成25年度予算成立後に契約する旨、入札公告において示しています。</p> <p>予定価格は、電子複写機の購入にかかる予定</p>

	<p>価格と保守業務委託にかかる予定価格をそれぞれ積算し、その合計額としています。電子複写機購入の予定価格については、過去に実施した電子複写機購入の入札にかかる定価に対応する応札額から割引率を算出し、その割引率を今回購入予定機器の定価に乗じた価格を予定価格として積算しています。</p> <p>電子複写機の保守業務委託についても過去の入札実績から保守の平均単価を算出し、1年間の使用予定数を乗じて積算しています。</p> <p>入札参加資格は、物品の販売及び役務の提供のC等級に該当し、より多くの参加を募るため、現契約業者のA等級を含めABC等級に格付けされた業者で実施し、2者が参加しました。</p>
<p>電子複写機の機器購入と保守業務委託契約を組み合わせ入札を実施したのは、過去における当委員会での審議内容を反映されているのですか。</p> <p>過去の委員会において、電子複写機の機器購入の入札を実施した後に保守業務委託契約の入札を実施していたことから、機器価格を低く契約し、保守業務委託で利益を上げようとする見方もできるという議論をしたかと思えます。</p>	<p>当委員会でもいただいたご意見を参考にさせていただき、電子複写機の購入と保守業務委託の合算で入札を実施しており、その効果については、1枚あたりの保守金額が単価ベースで大幅に減という結果になっています。</p> <p>平成24年度と同じ枚数を使用したと仮定すると相当額のコスト削減が図られています。</p> <p>今回の落札結果を見ますと機器単価ではB社のほうが安価だったのですが、保守との総額で見ますとA社のほうが安価で落札されたという内容になっており、結果的にトータルコストを抑えることができたと考えています。</p>
<p><b>【審議案件4】物品・役務にかかる随意契約で新規案件のもの</b>  (随意契約) 求職者支援訓練の周知に係る広告掲載  (契約の概要) 求職者支援訓練の周知に係るフリーペーパーへの広告掲載</p>	
<p>審議案件4番につきまして、説明者より入札契約手続等説明をしてください。</p>	<p>審議案件4番は、求職者支援訓練の周知に係る広報掲載契約です。</p> <p>求職者支援訓練は、リーマンショック後の雇用情勢の悪化、非正規労働者等の増加を背景として平成23年10月より実施されています。</p> <p>この求職者支援訓練は、雇用保険を受給できない方が職業訓練によるスキルアップを通じて早期の就職を目指していただく、いわゆる第二のセーフティネットとして始まった制度であ</p>

	<p>り、雇用保険を受給できない方、いわゆるハローワークにお越しにならない方までも対象にしようというものです。</p> <p>職業能力の向上、いわゆるスキルアップというのは、雇用における一つのキーワードになっておりますので、求職者支援訓練を知らなかったから使えなかったということはあってはならないと考え、誰もが無料で入手できる求人広告のフリーペーパーに広告掲載を実施することとしました。</p> <p>業者の選定は、求人広告のフリーペーパーであること、大阪府内全域をカバーできるフリーペーパーであること、この2点を必要な条件としました。</p> <p>大阪府内における求人広告の主なフリーペーパーは、数誌ありますが、前述要件を全て満たしている業者と随意契約を締結しました。</p>
<p>大阪府内を1者で全て広報しなければならない理由、広報の効果について説明してください。</p>	<p>本契約業者のフリーペーパーは、大阪府全域に配布・設置され、発行部数も多いということ踏まえ契約を締結しています。</p> <p>求職者支援訓練をどこでお知りになったかというアンケートを実施しているのですが、その結果を見ると、ハローワークが全体の5割になっています。この制度がハローワークを利用されない方にも利用していただくというのが一つの趣旨ですので、そのハローワークを除くと、全体の38.2パーセントが知人・家族、インターネットが18パーセント、このフリーペーパーと市役所で知りましたという方が、それぞれ9.4パーセントです。ハローワークを除くと、約10パーセントの方がこのフリーペーパーをご覧になられて求職者支援訓練を申し込まれたということになります。</p>
<p>東部なら東部、南部なら南部地域のタウン誌を使うことは考えられませんか。</p>	<p>様々なフリーペーパーがありますが、やはり、仕事を求めている方に見ていただくのが一番この制度の周知にはいいと考え、求人広告のフリーペーパーに限定しました。</p>
<p>市役所には求職者支援訓練のパンフレットを置いているのですか。</p>	<p>市役所にはリーフレット、ポスターの掲示をお願いしています。もともとこの制度が第二のセーフティネットとして支援するものですの</p>

	<p>で、市役所に生活保護等のご相談に行かれた方に、この制度をご案内して訓練を受けていただくという趣旨で掲示をお願いしています。</p>
<p>大阪の南部地域を管轄する、岸和田所、泉大津所、泉佐野所の応募者数が大阪局各安定所の平均を下回っているが、この地域での効果を上げなければならないのではないですか。</p>	<p>訓練の実施校自体がどうしても泉南地域に少ないということから、広く広報をすることによって、泉南地域以外に通っていただける方も一定数増えるのではないかと考えています。</p> <p>平成24年度の実績をみると、訓練コース数、訓練開始数、訓練修了後の就職数は、全国で一番となっており、広報もその成果の一端であると考えています。</p>